生活保護法による被保護世帯に対する出産費差額助成事業要綱

(目的)

第1条 この事業は、生活保護法(昭和25年法律第144号以下「法」という。)による保護を受給している者の出産に際し、必要な経費のうち法による出産扶助、他法他施策による貸付け又は給付及び扶養義務者等からの援助によっても満たし得ない費用について、当該被保護世帯に対し助成することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業による対象者は、法による被保護者であって、出産扶助の適用を受けた者とする。

(支給額)

- 第3条 この事業による支給額は、出産に要した必要最小限度の経費のうち、次の各項の経費をその順位により控除した残りの額と50,000円(双生児を出産した場合にあっては、100,000円)とを比較し、いずれか少ない額とする。
 - (1) 扶養義務者等からの援助金及び出産に際し、他法他施策により貸与又は給付される助成的金銭の額
 - (2) 昭和38年4月1日厚生省告示第158号別表第6による出産扶助基準及び昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通達第7の7による出産費の額。

(支給の手続)

- 第4条 この事業による支給の手続きは次のとおりとする。
 - (1) 申請

この要綱による出産費助成を申請する者は、様式第1号による申請書に請求書又は領収書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(2) 支給の決定

市長は、前号の規定により申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、支給の要否を決定し、様式第2号により申請者に通知するものとする。

(3) 支給の方法

前号の規定により支給を決定したものについて、市長は、速やかに支給し、出産 費差額助成受領書兼支給報告書(様式第3号)に受領印を徴するものとする。 (支給報告)

第5条 社会援護課長(中央保健福祉センター及び若葉保健福祉センターにおいては社会援 護第一課長又は社会援護第二課長)は速やかに様式第3号の写しを保護課長に提出するも のとする。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱施行の際、生活保護法による被保護世帯に対する出産費差額助成事業要綱の規定により作成されている様式で、現に存するものは、この要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、使用することができる。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。 附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。